



徳島飛行場周辺における住宅防音工事対象区域の解除に関するお知らせ



区域見直しの経緯及び調査結果について

現行区域（最終指定告示：昭和57年）

- 住宅防音工事は、第一種区域の指定の際（昭和57年3月31日）に所在する住宅を対象に実施してきています。

※「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に基づく助成措置です。

見直しの経緯

- 現行の区域は、昭和57年3月31日に指定されたものです。
- その後、滑走路の移設及び配備機種の変更等により騒音状況が変化しています。そのため、第一種区域を騒音の実態に即して見直すこととなりました。

調査結果の概要

- 第一種区域の指定基準値であるLden62デシベルの騒音コンター内には、住宅が所在していないため、同区域の指定を全て解除することとなりました。

出典：地理院タイル（淡色地図）を加工して作成



区域解除に関わる住宅防音工事等について

徳島飛行場の第一種区域の指定解除について、**令和9年12月1日**に適用となります。

！ 経過措置

- 第一種区域の解除告示が適用されるまでの間（約1年6ヶ月）は、経過措置として、**令和9年11月30日まで**に住宅防音工事の希望届を受け付けた場合は、従来の工事内容で防音工事を実施することができます。
※書類の審査や現地調査の結果によっては、防音工事を実施できない場合があります。
- 令和9年12月1日以降**に希望届を提出された場合、誠に申し訳ございませんが、希望届を受理することができませんので、ご了承ください。

告示日 令和8年5月27日 適用日 令和9年12月1日

経過措置期間

希望届の提出期限
令和9年11月30日

！ 対象となる工事

防音工事

現行の第一種区域内の昭和57年3月31日までに建てられた住宅を対象として、防音工事に対する補助金を交付いたします。

防音建具機能復旧工事及び空気調和機器機能復旧工事

防音工事により設置した防音建具及び空気調和機器について、設置後、**令和9年11月30日まで**に10年以上経過し、その機能の全て又は一部を保持していないものを対象に、防音建具や空調機器の取替工事に対する補助金を交付いたします。

